

梅ヶ枝中央会計

Q.知的財産の評価における会計上の留意点は

- A. 知的財産の評価の場面は、無形資産の取得として、企業会計上、買収先に無形資産がある場合等に評価が必要となるほか(取引目的・PPA目的)、裁判目的での評価が必要。ただし、自己創設無形資産の資産計上は、一定の要件のもと、IAS38で強制されるが、日本基準では、平成21年に「無形資産に関する論点整理」が公表されたのみである。…会計基準では「無形資産」という用語が定着しており、「知的財産」(intellectual property)はほとんど使われていない。

無形資産	取得無形資産	識別可能取得無形資産…日本基準においても資産計上(企業結合会計)
		識別不能取得無形資産…資産計上不可
	自己創設無形資産	識別可能自己創設無形資産…IAS38号にて、一定の要件の下、資産計上
		識別不能自己創設無形資産…資産計上不可

1. 知的財産の定義…日本における区分と税務・会計の取扱いに留意する必要有。のれん(営業権)は無形資産とは異なる。
2. 企業結合会計基準における資産計上の要件…「識別可能」な無形資産は、資産計上を強制。現物出資の扱いに留意。
3. 国際会計基準における資産計上…企業結合会計基準における資産計上の要件の参考となる。
4. JICPAにおける企業価値評価…企業価値評価上、取引目的(買収価格算定等)・裁判目的・その他の目的(含む、PPA目的(Purchase Price Allocation))区分し対応。取引目的・PPA目的においては、インカム・アプローチなどの評価アプローチの選定を検討すべきとしている。
5. IFRSにおける自己創設無形資産…研究開発費の会計基準においては、全額費用処理であるが、IFRSにおいては、「開発」段階の費用は自己創設無形資産である場合は、資産計上を要求。

I 知的財産の定義	2
II 企業結合会計基準における資産計上の要件	3
1. 企業結合会計基準の改正	3
2. 研究開発費等に係る会計基準の改正	3
3. 現物出資に関する会計基準の考え方	3
4. 現物出資の法務・税務	4
III 国際会計基準における資産計上	7
1. IFRS上の企業結合における識別可能な無形資産の認識	7
IV JICPAにおける企業価値評価	8
1. 日本公認会計協会による知的財産の評価における動向	8
2. 計算鑑定人制度	8
3. 企業価値評価ガイドラインについて	9
V IFRSにおける自己創設無形資産	11
1. 対象	11
2. 識別可能性	11
3. 当初認識及び測定	11
4. 内部創出無形資産	11
5. 研究開発費の内、「研究」の例	12

梅ヶ枝中央会計

I 知的財産の定義

日本における区分と税務・会計の取扱いに留意する必要有。のれん(営業権)は無形資産とは異なる。

大区分	中区分	小区分	会社計算規則	法人税法基本通達	財産評価基本通達…相続・贈与の際に評価	無形資産	
知的財産権(知的財産基本法) ※2	産業財産権	特許権(特許法)	特許権(74③三イ)		140~145	<ul style="list-style-type: none"> ・会計上の知的財産は一般名称として「無形資産」に含まれる。 ・企業結合会計上、法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして資産計上。 ・企業結合会計上、「取得」となる現物出資は、取得の対価を算定(適用指針第10号37項)ex 知財の出資により買収。 ・IFRS3号上は、特許化されていない技術も無形資産の例として記載。 ・IAS38号上、一定要件の下、内部創出無形資産(開発局面における支出)は、は資産計上。 	
		実用新案権(実用新案法)	実用新案権(74③三ニ)		146		
		意匠権(意匠法)	意匠権(74③三ホ)				
		商標権(商標法)	商標権(74③三八)		147		
	著作権等	著作権(著作権法)	ソフトウェア(74③三チ)		8-1-10		148
			法人税法上、ソフトウェアの定義規定は特に存在しないが、企業会計上のソフトウェアの定義と同様と考えて差し支えない。				
		半導体集積回路配置(半導体集積回路の回路配置に関する法律)					
		商号(商法)					
		不正競争の防止(不正競争防止法)					
		植物の新品種(種苗法)					
		ノウハウ…長期前払費用		8-1-6			
のれん(営業権)			のれん(74③三リ)		165	・無形資産とは異なる。	
			・「現物出資等における財産の価額の証明等に関する実務〔改訂版〕」(平成18年12月日本税理士会連合会業務対策部)にて一定の記載。				
開発費…新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用(法令14①三)			繰延資産(74⑤)				
			「研究開発等に係る会計基準」の研究開発費は、発生時に費用処理(実務対応報告第19号)				

梅ヶ枝中央会計

II 企業結合会計基準における資産計上の要件

「識別可能」な無形資産は、資産計上を強制。現物出資の扱いに留意。

1. 企業結合会計基準の改正

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」企業会計基準委員会 改正平成 20(2008)年 12 月 26 日 最終改正平成 25 年 9 月 13 日】

28. 取得原価は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日時点の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して企業結合日以後 1 年以内に配分する（注 6）。
29. 受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う。

2. 研究開発費等に係る会計基準の改正

【企業会計基準第 23 号「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正 平成 20(2008)年 12 月 26 日 企業会計基準委員会】

平成 15 年 10 月 31 日に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準」（以下「平成 15 年企業結合会計基準」という。）においては、取得企業が取得対価の一部を研究開発費等（ソフトウェアを含む。）に配分したときは、当該金額を配分時に費用処理することとされていた。

→ 識別可能性の要件を満たす限り、その企業結合日における時価に基づいて資産として計上

3. 現物出資に関する会計基準の考え方

企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」最終改正平成 25 年 9 月 13 日企業会計基準委員会

4. 取得とされた吸収合併、吸収分割、事業譲受及び現物出資の会計処理本適用指針における取得企業の取扱い
35. 第 36 項から第 83 項までの定めは、吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、事業譲受会社及び現物出資の受入会社が取得企業となる場合を前提としている。なお、「逆取得」の会計処理は第 84 項から第 88 項にて示している。
5. 取得原価の算定方法
- (1) 取得原価の算定方法の概要
36. 被取得企業（吸収合併消滅会社）又は取得した事業（会社分割、事業譲受又は現物出資により移転された事業）の取得原価は、原則として、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価で算定するとされている（企業結合会計基準第 23 項）。
- (2) 支払対価が現金以外の場合の取得の対価の算定
37. 「支払対価が現金以外の資産」の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と被取得企業又は取得した事業の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する（企業結合会計基準第 23 項）とされている。支払対価が取得企業の株式の交付の場合には、第 38 項から第 43 項に従い、取得の対価を算定する。

定義…企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」最終改正平成 25 年 9 月 13 日企業会計基準委員会

6. 「事業」とは、企業活動を行うために組織化され、有機的一体として機能する経営資源をいう。
7. 「支配」とは、ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう。
9. 「取得」とは、ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得することをいう。
10. 「取得企業」とは、ある企業又は企業を構成する事業を取得する企業をいい、当該取得される企業を「被取得企業」という。

梅ヶ枝中央会計

4.現物出資の法務・税務

【会社法条文】

(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任)

第三十三条 発起人は、定款に第二十八条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、第三十条第一項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、**裁判所に対し、検査役の選任**の申立てをしなければならない。

(中略)

10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、**適用しない**。

- 一 第二十八条第一号及び第二号の財産(以下この章において「現物出資財産等」という。)について定款に記載され、又は記録された価額の総額が**五百万円を超えない場合** 同条第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 現物出資財産等のうち、**市場価格のある有価証券**(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。)について定款に記載され、又は記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項
- 三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて**弁護士、弁護士法人、公認会計士**(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。を含む。以下同じ。)、**監査法人、税理士又は税理士法人の証明**(現物出資財産等が**不動産である場合**)にあつては、当該証明及び**不動産鑑定士**の鑑定評価。以下この号において同じ。)を受けた場合 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項(当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。)

(出資された財産等の価額が不足する場合の責任)

第五十二条 株式会社の成立の時ににおける現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額(定款の変更があつた場合にあつては、変更後の価額)に著しく不足するときは、**発起人及び設立時取締役**は、当該株式会社に対し、連帯して、**当該不足額を支払う**義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発起人(第二十八条第一号の財産を給付した者又は同条第二号の財産の譲渡人を除く。第二号において同じ。)及び設立時取締役は、現物出資財産等について同項の義務を負わない。

一 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項について第三十三条第二項の検査役の調査を経た場合

二 当該発起人又は設立時取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合

3 第一項に規定する場合には、**第三十三条第十項第三号**に規定する証明をした者(以下この項において「証明者」という。)は、第一項の義務を負う者と**連帯して、同項の不足額を支払う義務を負う**。ただし、当該証明者が当該証明をするについて**注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない**。

【財産評価基本通達による評価】

「現物出資等における財産の価額の証明等に関する実務[改訂版]」(平成18年12月日本税理士会連合会業務対策部)にて、以下の記載(以下「実務」。筆者強調)。

「財産評価基本通達」は、相続税・贈与税において課税対象となる営業権とその評価について規定している。

租税は、国民に負担を強いるものである以上、この通達を適用して課税の対象とされるような営業権があるとされるときには、**営業権の存在を是認して問題はないと考えられる**。

「財産評価基本通達」による算定においては、税負担を発生させるという役割から、いわゆる**「堅め」の評価**が採られている。したがって、この算定では営業権が発生しない場合でも、営業権の存在が認められる場合も十分考えられる。

以下、財産評価基本通達(筆者強調)

梅ヶ枝中央会計

(営業権の評価)

165 営業権の価額は、次の算式によって計算した金額によって評価する。(平 11 課評 2-12 外・平 16 課評 2-7 外・平 20 課評 2-5 外改正)

$\text{平均利益金額} \times 0.5 - \text{標準企業者報酬額} - \text{総資産価額} \times 0.05 = \text{超過利益金額}$

$\text{超過利益金額} \times \text{営業権の持続年数(原則として、10年とする。)} \div \text{基準年利率による複利年金現価率} = \text{営業権の価額}$

(注) 医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡と共に消滅するものは、評価しない。

(平均利益金額等の計算)

166 前項の「平均利益金額」等については、次による。(昭 41 直資 3-19・平 16 課評 2-7 外・平 20 課評 2-5 外改正)

(1) 平均利益金額

平均利益金額は、課税時期の属する年の前年以前 3 年間(法人にあつては、課税時期の直前期末以前 3 年間とする。)における所得の金額の合計額の 3 分の 1 に相当する金額(その金額が、課税時期の属する年の前年(法人にあつては、課税時期の直前期末以前 1 年間とする。)の所得の金額を超える場合には、課税時期の属する年の前年の所得の金額とする。)とする。この場合における所得の金額は、所得税法第 27 条((事業所得)第 2 項に規定する事業所得の金額(法人にあつては、法人税法第 22 条((各事業年度の所得の金額))第 1 項に規定する所得の金額に損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額とする。)とし、その所得の金額の計算の基礎に次に掲げる金額が含まれているときは、これらの金額は、いずれもなかったものとみなして計算した場合の所得の金額とする。

イ 非経常的な損益の額

ロ 借入金等に対する支払利子の額及び社債発行差金の償却費の額

ハ 青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額(法人にあつては、損金に算入された役員給与の額)

(2) 標準企業者報酬額

標準企業者報酬額は、次に掲げる平均利益金額の区分に応じ、次に掲げる算式により計算した金額とする。

平均利益金額の区分	標準企業者報酬額
1 億円以下	平均利益金額 $\times 0.3 + 1,000$ 万円
1 億円超 3 億円以下	平均利益金額 $\times 0.2 + 2,000$ 万円
3 億円超 5 億円以下	平均利益金額 $\times 0.1 + 5,000$ 万円
5 億円超	平均利益金額 $\times 0.05 + 7,500$ 万円

(注) 平均利益金額が 5,000 万円以下の場合は、標準企業者報酬額が平均利益金額の 2 分の 1 以上の金額となるので、165(営業権の評価)に掲げる算式によると、営業権の価額は算出されないことに留意する。

(3) 総資産価額

総資産価額は、この通達に定めるところにより評価した課税時期(法人にあつては、課税時期直前に終了した事業年度の末日とする。)における企業の総資産の価額とする

「実務」において、上記財産評価基本通達に対する記載が以下のとおり(筆者要約・強調)。

イ. 平均利益額

営業権は本来“将来の”超過収益力を反映するものであるから、合理的に算定される将来収益が入手できるのであれば、過去の財務データ等によらず、**将来利益によること**がより合理的である。

ロ. 平均利益金額の減額

財産評価通達のようにそのリスクを**一律に 0.5 とすることに合理的な根拠はない。**

個別事案の評価にあつては、業界の事情によるリスク、当該企業を取り巻くリスク、当該企業独自のリスクを個別に判断し、将来収益見通しが合理的に算定されるべきである。こうした判断が難しいときには、**業種別の倒産統計等が参考**になることもあるであろう。

梅ヶ枝中央会計

ハ. 控除される企業者報酬の額

個人企業が保有していた営業権であれば、こうした要素も考えるべきであるが、法人企業の保有する営業権を評価するのであれば、こうした経営者の労務対価は役員報酬として既に算入されている。

ニ. 基準年利率

将来の収益を現在価値に割り戻すについては、将来にわたる予想利率を用いる。長期国債等の利率を参考に合理的なスプレッドを採ることになる。ただし、資本市場における利率は貸付リスクも反映しているから、市場金利を基準に機械的に決められるものではない。

ホ. 将来収益の考慮すべき年数

「財産評価基本通達」は、営業の継続年数を基本的に 10 年としている。超過収益が未来永劫継続するとは考えられないとともに、何年で消滅するかを判断することは難しい。

M&Aの実務では、3 年、5 年ないし 7 年の将来を計算することが多いようであるが、これも経営資源などその超過収益を支える要素の性格、また業界の動向などを合理的に判断して決するよりほかはない。

ヘ. 現物出資等として受ける者の事情要因

「財産評価基本通達」は、人の死亡という事実に基づく移転であるため、受け入れる者の事情要因が考慮されていない。しかし、現物出資等として営業権を受け入れる場合には、受け入れる者の事情要因も考慮すべきであろう。

過去一定の活動をしてきた他者の営業を自社に取り込む場合には、受け入れる者の事情要因が反映して「シナジー効果」が生じることが当然に考えられる。同種の営業であれば、規模の利益が生じるであろうし、重なる分野であれば相乗効果が期待される場合がある。

こうした要因は、将来収益を算定するときに考慮すべき大きな要素となる。評価者は、財務資料など過去の実績のみを基礎とするのではなく、幅広い情報を収集して判断に努めなければならない。

梅ヶ枝中央会計

Ⅲ国際会計基準における資産計上

企業結合会計基準における資産計上の要件の参考となる。

1. IFRS 上の企業結合における識別可能な無形資産の認識

・IFRS では、耐用年数を確定できる無形資産は、耐用年数にわたって償却しますが、のれんを償却することは認められません。

・識別可能要件…(IFRS3 号 B31 項-B33 項、IFRS3 号付録 A)(IFRS3 号…「企業結合」)

→次のいずれかを満たす場合に識別可能。

分離可能性規準	取得した無形資産を、個別に、又は関連する契約、識別可能資産又は負債とともに、 被取得企業から分離又は分割 して、売却、譲渡、ライセンス付与、賃貸又は交換することができる
契約法律規準	無形資産が、契約又は他の法律上の権利から生じている

→例示

識別可能な無形資産の例を提示しています(IFRS3 号 IE16 項~IE44 項)		識別可能ではない項目の例
分類	例	<ul style="list-style-type: none"> ・被取得企業の集合的な人的資源 ・取得日における新規の見込み顧客との潜在的な将来の契約 ・企業結合により期待されるシナジー効果 ・市場シェア
マーケティング関連	<ul style="list-style-type: none"> ・商標、商号、サービスマーク、団体マーク及び認証マーク ・インターネットのドメイン名 	
顧客関連	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客リスト ・注文又は製品受注残高 ・顧客契約及び関連する顧客関係 ・契約に基づかない顧客関係 	
芸術関連	<ul style="list-style-type: none"> ・映画又はフィルム、音楽テープ及びテレビ番組を含むビデオ及び視聴覚データ 	
契約に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・使用許諾、ロイヤルティ及び使用禁止契約 	
技術に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術 ・特許化されていない技術 	

梅ヶ枝中央会計

IV JICPA における企業価値評価

企業価値評価上、取引目的(買収価格算定等)・裁判目的・その他の目的(含む、PPA 目的(Purchase Price Allocation))区分し対応。取引目的・PPA 目的においては、インカム・アプローチなどの評価アプローチの選定を検討すべきとしている。

1. 日本公認会計協会による知的財産の評価における動向

公表年月日	題名等	備考
H13(2001)/7/16	経営研究調査会報告第 12 号「知的財産の評価(中間報告)」日本公認会計士協会	国際会計士連盟の財務管理会計委員会が公表した研究報告第 7 号「The Measurement and Management of Intellectual Capital:An Introduction」の研究報告
H16(2004)/1/14	経営研究調査会研究報告第 15 号「計算鑑定人マニュアル」日本公認会計士協会	同研究報告第 15 号「計算鑑定人マニュアル(中間報告)」について更に深く調査研究を行い、 最終報告 として取りまとめたものです なお、本報告書は、特許法第 105 条の2に基づく 特許権侵害訴訟の場合を想定 し、記述していますが、侵害訴訟を含む知的財産に関する訴訟一般に会員が関与する場合にも有用である。
H16(2004)/6/15	経営研究調査会研究報告第 24 号「知的財産評価を巡る課題と展望について(中間報告)」日本公認会計士協会	知的財産保有者が 公認会計士に知的財産の評価を依頼した場合の留意事項 についても言及。
H18(2006)/7/19	経営研究調査会研究報告第 29 号「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」日本公認会計士協会	経済産業省から示された 知的資産経営報告書 を中心として、各国の知的資産に係る情報開示の状況と、このような情報開示に対する公認会計士の役割について取りまとめを行ったもの。
H19(2007)/6/11	経営研究調査会研究報告第 30 号「法的紛争処理における会計的側面の研究—知的財産権の紛争処理を中心とした会計的課題—」日本公認会計士協会	平成 16 年 1 月公表の経営研究調査会研究報告第 15 号「 計算鑑定人マニュアル 」に新たに、産業財産権法(特許法、実用新案法、意匠法、商標法)、著作権法及び不正競争防止法に基づく計算鑑定実務に資するため、それぞれの法律、裁判例、また、米国における損害賠償額算定の考え方を紹介
H21(2009)/8/14	経営研究調査会研究資料第 4 号「知的資産に係る今後の課題:情報開示を中心として」日本公認会計士協会	知的資産に係るこれまでの動きの概要を一望することを目的として、日米欧でのこれまでの検討を網羅的に紹介し、知的資産に関する今後の課題を整理

2. 計算鑑定人制度

(15 号・30 号)計算鑑定人制度は、平成 11 年の特許法改正により新設された制度である。特許法第 105 条の2は次のように規定している。

(特許法第 105 条の2)特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

この鑑定人を計算鑑定人といい、専門家である公認会計士や学識経験者が選任されることが想定されている。特許法第 105 条の2は他の法律にも準用されている。すなわち、実用新案法(第 30 条)、意匠法(第 41 条)、商標法(第 39 条)、著作権法(第 114 条の4)及び不正競争防止法(第8条)においても同様に計算鑑定人について規定されている。

様々な形で知的財産市場が拡大し活発化するにつれ、知的財産に関する紛争は増加するものと考えられる。紛争に対処する方法には大別して裁判制度と裁判外制度があるが、このうち上記計算鑑定人制度は裁判制度に係る制度的インフラ整備の1つとして新設された制度である。

梅ヶ枝中央会計

3. 企業価値評価ガイドラインについて

経営研究調査会研究報告第 32 号「企業価値評価ガイドライン」平成 19 年 5 月 16 日 改正 平成 25 年 7 月 3 日 日本公認会計士協会

・無形資産に関する構成

項目	概要								
I 総論 2. 本ガイドラインにおける諸概念 (3) 評価概念 ① 評価目的	<p>公認会計士が行う業務としての評価は、一般的に下表のように様々な目的で行われる。本ガイドラインは、取引目的及び裁判目的について詳述する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引目的</td> <td>株式譲受・譲渡、合併、株式移転、株式交換、その他</td> </tr> <tr> <td>裁判目的</td> <td>買取価格決定、売買取価格決定、その他</td> </tr> <tr> <td>その他の目的</td> <td>裁判目的のなかでも取引目的に近いもの、処分目的、課税目的、PPA (Purchase Price Allocation) 目的</td> </tr> </tbody> </table>	目的	内容	取引目的	株式譲受・譲渡、合併、株式移転、株式交換、その他	裁判目的	買取価格決定、売買取価格決定、その他	その他の目的	裁判目的のなかでも取引目的に近いもの、処分目的、課税目的、PPA (Purchase Price Allocation) 目的
目的	内容								
取引目的	株式譲受・譲渡、合併、株式移転、株式交換、その他								
裁判目的	買取価格決定、売買取価格決定、その他								
その他の目的	裁判目的のなかでも取引目的に近いもの、処分目的、課税目的、PPA (Purchase Price Allocation) 目的								
IV 評価アプローチと評価法 1. 企業価値の概念 (1) 事業価値 2. 評価アプローチの分類体系と特徴 3. 評価目的と評価アプローチの選定 (2) 評価アプローチ選定と留意例 ③ 知的財産等に基づく超過収益力を持つ企業	<p>事業から創出される価値である。会社の静態的な価値である純資産価値だけではなく、会社の超過収益力等を示すのれんや、貸借対照表に計上されない無形資産・知的財産価値を含めた価値。</p> <p>一般的には大きくインカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、ネットアセット・アプローチの三つに分類</p> <p>ネットアセット・アプローチで株式の評価を行う場合には、貸借対照表における純資産を基礎として評価するため、貸借対照表に計上されていない無形資産や知的財産等が価値の源泉の大半であるような企業が評価対象である場合には、ネットアセット・アプローチではこうした価値が評価されない可能性がある。したがって、超過収益力等を価値評価に反映させやすいといわれるインカム・アプローチなどの評価アプローチの選定を検討すべきである。</p>								
VII 今後の企業価値評価業務と検討課題 2. PPA 目的の意義と概要	<p>企業価値評価における PPA 目的とは、企業結合に伴って取得・移転される個々の資産や負債を時価評価し、更にまた、買収対価とこれらの評価額との残余であるのれん又は負ののれんを算定し、企業結合の会計取引を財務諸表に適正に反映させることをいう。特にこの業務では、識別可能な無形資産の価値評価が重要となる。企業結合において取引目的や PPA 目的での評価が行われる場合、その差異を示すと下図のようになる。【図表 VII-7 取引目的と PPA 目的】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取引目的</th> <th>PPA 目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>企業が M&A や企業再編等の「取引」を行う</td> <td>制度会計への適正な情報提供</td> </tr> </tbody> </table>		取引目的	PPA 目的	目的	企業が M&A や企業再編等の「取引」を行う	制度会計への適正な情報提供		
	取引目的	PPA 目的							
目的	企業が M&A や企業再編等の「取引」を行う	制度会計への適正な情報提供							

梅ヶ枝中央会計

	に当たって、意思決定の参考とするために行う対象会社や対象事業の価値の評価	
評価時期	企業結合前	企業結合日以降1年以内
評価対象	企業、企業グループ又は事業単位	企業結合で取得・移転される個々の資産・負債（のれん又は負ののれんの計上を含む。）
価値概念	時価	時価

梅ヶ枝中央会計

VIFRS における自己創設無形資産

研究開発費の会計基準においては、全額費用処理であるが、IFRS においては、「開発」段階の費用は自己創設無形資産である場合は、資産計上を要求(IAS38 号)。

1.対象

資産	過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が企業に流入することが期待される資源
無形資産	物質的実態のない識別可能な非貨幣性資産
無形資産の例	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータのソフトウェア ・特許 ・著作権 ・映画フィルム ・モゲージ・サービス権 ・漁業免許、輸入割当額(量)、独占販売権 ・顧客名簿、顧客又は仕入先との関係、顧客の忠実性

→キーワード…支配の存在、識別可能性

2.識別可能性

以下の「いずれか」に該当

・「分離可能」であること。すなわち、企業から分離又は分割でき、独立又は関連する「契約」や識別可能な資産又は負債と「一体」として、「売却、譲渡、ライセンス、賃貸又は交換」できること。ただし、企業の意図は問わない。

・それらの権利が譲渡可能又は企業や他の権利又は義務から「分離可能であるか否かにかかわらず」、契約その他の「法的な権利に起因」するものであること。

3.当初認識及び測定

当初認識…右の場合のみ認識する。	<ul style="list-style-type: none"> ・資産に起因する、期待される将来の「経済的便益」が流入する可能性が高い。 ・当該資産の取得原価が「信頼性をもって測定」できる。
------------------	--

→当初測定…各取引形態における無形資産の取得原価を記載

個別取得
企業結合に伴う取得→IAS 第 3 号
内部創出無形資産※→次へ
資産の交換
政府補助金による取得

4.内部創出無形資産

当初測定に関する一般的規定に加え、IAS 第 38 号 52 項～67 項の追加的な規定を設定。

研究開発に関わる支出 →次へ	研究局面における支出	発生時に費用化
	開発局面における支出	「内部創出無形資産」として資産計上
内部で創出されるブランド、題字、出版表題、顧	無形資産として認識することはできない。	

梅ヶ枝中央会計

客名簿及び実質的にこれらに類似する項目

5.研究開発費の内、「研究」の例

研究とは、新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される基礎的及び計画的調査をいう。

- ・新知識の入手を目的とする活動
- ・研究成果又は他の知識の応用の調査、評価及び最終的選択
- ・材料、装置、製品、工程、システム又は役務に関する代替的手法の調査
- ・新規の又は改良された材料、装置、製品、工程、システム又はサービスに関する有望な代替的手法等についての定式化、設計、評価及び最終的選択

⑤.研究開発費の内、「開発」の例

開発とは、商業生産又は使用の開始以前における、新規の又は大幅に改良された材料、装置、製品、工程、システム又はサービスによる生産のための計画又は設計に対する、研究成果又は他の知識の応用をいう。

- ・生産又は使用以前の、試作品及び模型に関する設計、建設及びテスト
- ・新規の技術を含む、工具、治具、鋳型及び金型の設計
- ・事業上生産を行うには十分な採算性のない規模での、実験工場の設計、建設及び操業
- ・新規の又は改良された材料、装置、製品、工程、システム又はサービスに関し選択した代替手法等についての設計、建設及びテスト

→企業が下記の事項について「すべて立証可能な場合のみ」、内部創出無形資産として認識しなければならない。

- ・「使用又は売却できるよう」に無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、更にそれを「使用又は売却するという企業の意図」
- ・無形資産を「使用又は売却できる能力」
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法。とりわけ、企業は、無形資産の産出物の、又は無形資産それ自体の「市場の存在」を、あるいは、無形資産を内部で使用する予定である場合には、「無形資産の有用性」を立証しなければならない。
- ・無形資産の開発を完成させ、更にそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の「利用可能性」・開発期間中の無形資産に起因する「支出を、信頼性をもって測定できる能力」

なお、上記の開発又は開発局面で生じた無形資産の認識要件は容認規定ではなく、「強制規定」であることに留意が必要である